



日向東臼杵広域連合 次期広域最終処分場基本構想

1. 基本構想とは

基本構想とは、建設候補地にて次期広域最終処分場を**建設すると仮定**した場合の施設整備のコンセプトや施設規模、今後のスケジュール等を取りまとめたものです。

2. 施設整備のコンセプト

次期広域最終処分場の施設整備のコンセプトを次のとおり定めました。

～未来を築く地域と共生した最終処分場～

テーマ1

災害や気候変動に対して強靱な構造を採用した「**安全・安心**」な施設とします。

テーマ2

施設内の緑化といった自然環境や生活環境など「**環境に配慮**」した施設とします。

テーマ3

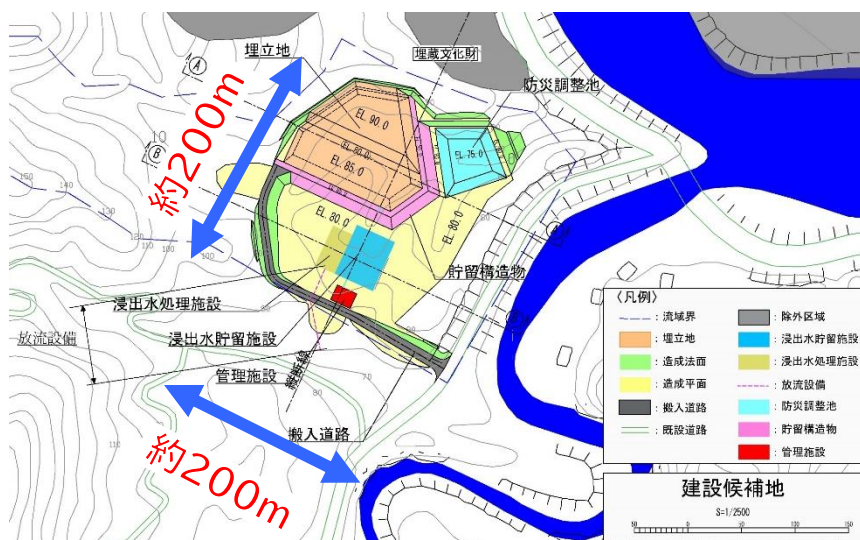
地域に親しみをもって受け入れて頂けるように「**地域との融和**」を考慮した施設とします。

3. 施設規模と施設配置計画

次期広域最終処分場は、 $57,100\text{m}^3$ (廃棄物 $40,800\text{m}^3$ + 覆土 $\times 16,300\text{m}^3$) の埋立容量を持つ施設とします。

施設配置計画は、今後の測量・地質調査の結果を受けて、見直していきます。

※覆土: 埋め立てた廃棄物が飛散することや、においの発生を防ぐために廃棄物にかぶせる土のこと



4. 埋立計画

埋立は、現在使用している日向市一般廃棄物最終処分場の埋立完了後から行います。埋立期間は、国が定めた指針の埋立期間の目安に基づき 15 年間とします。

埋立開始時期：令和 13 年度予定(日向市の最終処分場埋立完了後)
埋立期間：15 年間

5. 維持管理

周辺の環境に影響を及ぼさないように適切な維持管理を行ってまいります。維持管理の方法は、今後地域住民の皆様と協議しながら決定していきたいと考えていますが、具体的には次のような取り組みを実施します。

- 廃棄物の飛散や悪臭防止のために埋め立てた廃棄物に土をかぶせます。
- 廃棄物中を通った雨水は浸出水処理施設で処理を行います。
- 定期的に地下水等の検査を実施し、結果を公開します。

6. 最終処分形式、基本構造

● 最終処分形式

最終処分場の形式としては、従来からのオープン型最終処分場と、埋立地上部を屋根等の被覆施設で覆う被覆型最終処分場の 2 種類があります。

最終処分形式は、今後の調査結果をもとに詳細な検討を行った上で決定したいと考えています。

オープン型最終処分場(日向市)



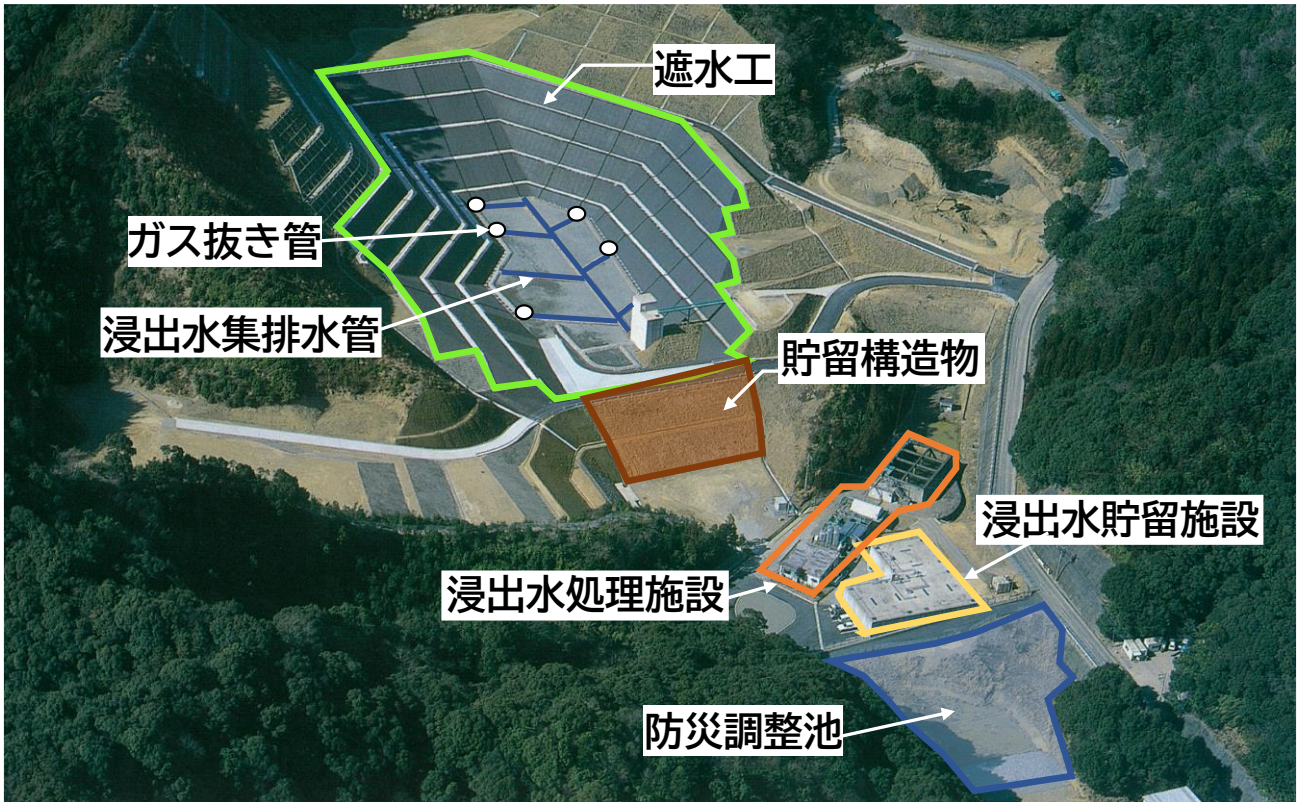
被覆型最終処分場(都城市)



● 最終処分場の基本構造

一般的な最終処分場の主な施設は以下のとおりです。写真は日向市一般廃棄物最終処分場の例です。次期広域最終処分場においても、同じような施設を整備し、適切な運営を行います。

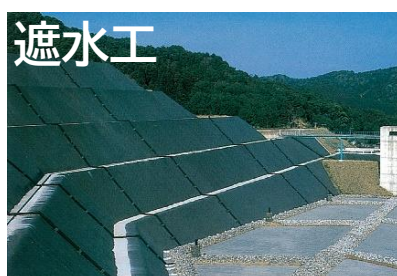
各施設は国が定めている技術的な基準省令を守った構造とします。



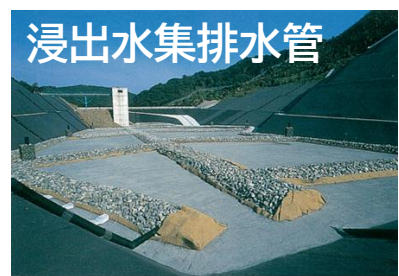
日向市一般廃棄物最終処分場パンフレットに加筆しています



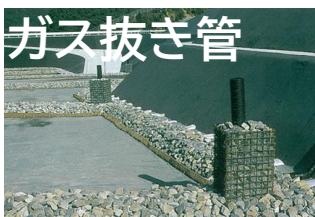
埋め立てた廃棄物が崩れて流出しないように、土等で構造物を作ります。



埋め立てた廃棄物の間を通った雨水(浸出水)が地下水へ流れ込まないようにシート等を敷設します。



廃棄物の間を通った雨水(浸出水)を速やかに集めて浸出水処理施設まで導水します。



埋め立てた廃棄物から発生するガスを速やかに大気中に放出する管を設置します。



廃棄物の間を通った雨水(浸出水)を一時的に貯留する施設を設置します。



廃棄物の間を通った雨水(浸出水)を処理する施設を設置します。



最終処分場に降った雨を一時的に貯留するための池を設置します。

※印の施設は、日向市最終処分場に設置されている施設とは異なる写真です。

7. 地域振興と跡地利用

● 地域振興

一般廃棄物最終処分場の整備での全国的な地域振興の事例として、「公民館の建替え」、「公園の整備」、「道路や水路の修理」などが挙げられます。

地域振興の内容は、地域住民の皆様と対話を重ねながら決定していきます。

● 跡地利用

埋立が完了した土地は、地域還元を行うために「太陽光発電施設の設置」、「公園利用」、「農業利用」などの跡地利用の事例があります。

具体的な跡地利用は、地域住民の皆様と協議しながら進めていきます。



8. 事業スケジュール

令和13年度以降からの埋立開始に備えるため、段階的に計画設計、各種調査を計画しています。今後も説明会を開催し、ご意見等を伺いながら施設整備に反映していきます。
(現時点でのスケジュールです。)

